

議案第 109 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 権利放棄の内容

有限会社セフネッツ 代表取締役 北川廣一に対して市が請求した伊賀市建設工事標準請負契約約款第 47 条第 2 項の規定に基づく違約金の債権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

工事請負契約の解除に伴う違約金 434,087円

3 相手方

伊賀市中友生 1240

有限会社セフネッツ 代表取締役 北川 廣一

4 放棄の理由

平成 24 年 11 月 7 日に有限会社セフネッツ 代表取締役 北川廣一に対して市が請求した平成 23 年災害 国災第 218 号 普通河川学乃堂川河川災害復旧工事 平成 23 年災害 国災第 236 号 その他市町村道妙楽地奥山神社線道路災害復旧工事の契約解除に伴う違約金の残額について、平成 25 年 8 月 28 日に相手方の破産手続の終結決定がされ、回収不能となったため、権利を放棄しようとするものである。